

業務委託仕様書

※本事業は、令和8年度経済産業省関連予算の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算の成立がなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

1. 件名

令和8年度「6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業」

2. 目的

平成27年6月12日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて（福島復興指針）」改訂を踏まえ、平成27年8月24日に福島相双復興官民合同チームが創設され、避難指示等の対象である浜通り地域等12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村（以下「12市町村」という。))の事業者等を対象とした自立支援に官民の総力を挙げて取り組んでいる。また、福島県の漁業における試験操業が令和3年3月に終了し本格操業への移行期間に入ったことを踏まえ、令和3年5月より、いわき市、相馬市及び新地町（以下「3市町」という。）水産関係の仲買・加工業者等への支援も実施している。

こうした中、事業者の支援ニーズや主要な課題の一つとして、住民の避難等に伴う顧客の減少や顧客層の質的变化及び長期にわたる事業休止に伴う取引先の減少等が挙げられている。

本事業では、これらの課題解決に向けて、公益社団法人福島相双復興推進機構（以下「当機構」という。）が行う、事業再開・継続支援及び創業支援と連携しつつ、事業者の現状等を調査し、販路拡大において支援事業者が有する課題に対し、解消に向けた支援を実施することで、事業者自身が自走して販路開拓を実施できるようにし、事業者の帰還、事業・なりわいの再建とともに、浜通り地域等15市町村（12市町村及び3市町）の復興を後押しすることを目的とする。

3. 事業方針

本事業はこれまで、浜通り地域等15市町村の事業者に対し、事業者間マッチングを促進すべく販路開拓における各段階（計画・準備・商談・アフターフォロー）へ支援を提供し、自らが商談活動を行えるよう支援事業者のスキル向上の後押しをしてきた。しかしながら、販路開拓における事業者ごとの課題が十分に整理されず、装着したスキルが活かさないことにより、新規販路先開拓や売上拡大といった効果が限定的となるケースも見受けられた。

これらの状況を踏まえ、令和8年度の本事業は、販路開拓における各段階（計画・準備・商談・アフターフォロー）に対し、支援事業者が有する課題を特定し、その課題の解消に向けた支援を提供することで、支援事業者の継続的な販路開拓に資するスキル向上の後押しを目指す。

(1) 対象事業者

- ・支援対象事業者（以下「支援事業者」という。）は、東日本大震災時に12市町村において事業を行っていた事業者、震災以降12市町村において事業を行う事業者及び3市町の水産関係の仲買・加工業者を基本とする。
- ・なお、対象事業者数は年間約50～70事業者程度を目安とする。
- ・当機構が行う個別訪問にて実施するヒアリングを通じて、販路開拓上の課題が他の経営課題よりも優先すべき課題と判断した上で、専門家支援申込書を受領した事業者とする。
※主として、工業系ものづくり分野の事業者以外の事業者とする。
なお、支援事業者に対して本事業の案内等を行う場合には、当機構と協力しつつ進めるとともに、必要に応じて、浜通り地域等15市町村の自治体や商工会等へも相談し、協力を求めるものとする。

(2) 実施体制

- ・受託者は、当機構を中心とした以下①～⑤の支援体制を構築し、当機構との緊密な連絡体制のもと、支援事業者の販路開拓等に関する効果的、効率的な支援を行うこと。具体的な体制は、当機構と協議の上、確定させるものとする。
 - ①支援事業者の課題（販路開拓、事業者間マッチング、商品開発・改良等）や業種の特性に応じて、専門的な助言ができる体制（コンサルタント等の数及び質を確保すること）。
 - ②支援事業者の特性（商品群、既存販路先、新規販路開拓先ニーズ）に応じて流通事業者だけでなく、小売業や外食業、観光業、宿泊業等、多様な販路開拓候補先との商談の場を域内（福島県内）及び域外（都市部含めた他県）問わず、工夫して提案・提供できる体制（様々な商品の流通に直接携わる者、専門家等の確保）
 - ③コーディネーター等の現地配置を行うなど、当機構と密に連携ができる体制。
 - ④再委託・外注を実施する場合は、可能な限り、当該地域の流通実態に知見がある地元事業者を活用すること。
 - ⑤事業予算の効率的な活用を念頭に置き、報告等の間接業務にかかる工数を最小化すること。このため、必要に応じて当機構に会議体や報告の仕方等の改善提案を実施すること。

4. 事業内容

- ・受託者は、当機構のほか、浜通り地域等15市町村の自治体その他関係機関及び当機構による令和8年度「6次産業化等における継続的な販路開拓へ向けた持続可能な仕組みづくり及び検証等事業」の受託先とも連携・協力し（特に、支援事業者への対応については、当機構からの協力・助言を得て実施することを基本とする）、以下の①～⑥を実施すること。

なお、受託者の創意工夫によって、より高い事業効果が期待される取組を企画し、代替措置が担保される場合には、当機構と協議の上、その内容を確定させ、指示された内容を踏まえて実施に当たるものとする。

① 企業間取引拡大に向けたマッチング支援

- ・受託者は、当機構が令和7年度末より実施する個別訪問にて特定した課題に対する専門家支援申込書を受領した事業者に対して、専門コンサルタントやコーディネーター等による、販路開拓や新商品の開発・既存商品の改良等、当該事業者の抱える課題について解消に向けた支援を提供すること。
- ・年度途中において新規支援を希望する事業者に対しては、当機構が実施する課題特定において、販路開拓上の課題を優先的に解消すべきと判断した上で、専門家支援申込書を受領した場合、他の支援事業者と同様に課題に応じた支援を提供すること。
- ・令和8年度の主要な支援は計画策定支援（自社の棚卸、商談件数・売上目標の設定、販路先選定）、商品開発・改良支援（商品設計の助言、コンセプト設計の助言、流通・価格設計の助言）、営業活動支援（商談資料作成時の助言、トークスクリプト作成の補助、商談同行）、商談管理支援（フォロー計画策定時の助言、改善サイクル設計時の助言）とし、事業者の課題とニーズに応じて必要な支援を提供すること。
- ・営業活動支援において、その対象は事業者間（B to B）の販路開拓先とし、支援事業者での商談を基本とすること。
- ・水産関係の仲買・加工事業者においては収益性向上に関する支援（経営力強化支援）を用意し、候補事業者並びに支援の具体的内容に関しては当機構と協議のうえ決定すること。
- ・事業予算の効率的な活用のため、支援事業者との面談に際しては、効率性を意識し、必要に応じてオンラインツールを活用すること。
- ・受託者は、個々の支援事業者に対する具体的な支援方針を策定すること。この支援方針は、事業開始後（実行後は毎月）計画並びに実行結果を検証し、当機構と協議の上、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。
- ・受託者は、本事業を通じた販路マッチング等の成果を最大化するために、支援事業者の課題及び②で定める目標等の達成状況を、適時評価・検証・見直し・改善を行いながら、支援事業者が有する課題の解消に努め、事業拡大・継続に必要な商品力・営業力・モチベーション・販路開拓後の取引継続、といった事業力を高める取組を実施すること。

② 目標設定と進捗管理、フォローアップ等

- ・販路開拓力が高い事業者と、販路開拓に課題がある事業者（新規支援事業者含む）を分類した上で、後者に重点をおいた取組を念頭に目標を設定すること。
- ・支援終了後に事業者が自ら販路開拓を継続的に行えるように、自走化に求められるスキルセット等、自走化と呼べる状態を定義し、その上で事業者の現時点とのギャップをもとに支援方針を策定し、自走化に至るまでの取組を支援すること。
- ・支援終了後も事業者自身が新規開発・改良した商品を持続的に販売継続できる状態を目指すこと。
- ・当機構と協議の上、事業者に応じた商談数、成約数、商品開発、売上金額等、新規販路及び既存販路等（※1）に係る目標・評価指標・取組内容・期間等を設定すること。

※1 本事業において過年度に開拓した販路並びに本事業外において過年度に支援事業者自身が開拓した販路

- ・これらの目標の設定、必要な見直しについては、外部環境や実施状況等を踏まえて、当機構と協議の上で行うものとする。
- ・各取組を行った後、支援事業者の状況を適時フォローし、期首目標に対し効果検証を行うこと。

③ 催事への参加

- ・受託者は、支援事業者が有する商品群の認知度向上及び販路拡大を目的とし、販路開拓関連催事への参加に向けた取組を行うこと。なお、参加検討をする具体的な催事については当機構が指定するものとし、受託者は当機構と協議のうえ計画を立案し、参加に向けた運営を担うこととする。

④ 事業内容の引継ぎ

- ・受託者は、本事業の円滑な実施に加え、令和9年度以降における事業体制の検討に協力すること。また、事業運営に係る引継ぎに協力すること。
- ・引継ぎの対象は事業運営に必要な知見・ノウハウ（マニュアル、手順書、管理表や各種様式のデータ類等）を想定し、引き継ぐ情報や方法に関しては当機構と協議すること。

⑤ 事業実施状況の報告

- ・受託者は、支援事業者への個別訪問や関係者との打合せ結果等について、速やかに当機構に報告すること。
- ・また、当機構からの指示に従い定期的に事業の進捗状況と成果報告の確認を行った上で当機構に報告すること。
- ・上記報告を踏まえ、当機構から指示があった場合には、内容の修正と必要な調査・分析を行うこと。

⑥ 成果報告書の作成

- ・本事業における実施状況・成果等について、成果報告書を作成すること。成果報告書の構成・内容等については、当機構と協議の上、決定するものとする。
- ・また、必要に応じて次年度以降の制度化に向けた施策の提案、及び支援事業者への説明等を行うこと。

5. 事業実施における注意事項

- ・事業実施に当たっては、適宜、当機構と協議し進めること。
- ・公募の際の企画提案書に基づき、当機構と協議し実施計画書を策定すること。
- ・事業者に関わる情報の管理に当たっては、管理体制を含め適切な保護措置を講ずること。
- ・本事業の実施中に問題、事故等が発生した場合は、直ちに当機構に連絡するとともに受託者の責任において解決を図ること。
- ・その他、業務の遂行において、実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合は、当機構と協議し、その指示に従うこと。

6. 情報セキュリティに関する事項

- ・業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記1「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

7. 実施体制

- ・事業の実施体制図を作成し、実施計画書に記載すること。また、事業の運営にあたっては、実施計画書記載の実施体制図及び契約書別紙2の履行体制図のとおり実施すること。

8. スケジュールの策定

- ・事業の実施予定時期を一覧できる年間スケジュールを作成し、実施計画書に記載すること。

9. 支出計画

- ・事業の支出計画について各費目毎に作成し、実施計画書に記載すること。

10. 実施期間

- ・委託契約締結日から令和9年3月31日まで

11. 納入物

- ・成果報告書電子媒体（PDF等） 1式

なお、成果報告書は、PDF形式以外にも、機械判読可能な形式のファイルも納入する。

12. 納入場所

- ・公益社団法人福島相双復興推進機構 事業者支援グループ 販路開拓・人材支援課

13. その他

- (1) 成果物の著作権は当機構に譲渡する（既に所有又は管理していた知的財産権を受託者が納入物に使用した場合には、当機構は、当該知的財産権を、仕様書記載の「目的」のため、本契約終了後も期間の制限なく、また追加の対価を支払うことなしに自ら使用し、又は第三者に使用させることができる。）。
- (2) 氏名表示権については、当機構の指示に従う。
- (3) 当機構が行う成果物の改変について、著作者人格権を行使しない。

14. 情報管理体制等について

(1) 情報管理体制

- ① 受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたも

の) 様式3を契約前に提出し、当機構の同意を得ること(住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても当機構から求められた場合は速やかに提出すること)。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

(確保すべき履行体制)

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、当機構が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- ② 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、当機構の承認を得た場合は、この限りではない。
 - ③ ①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め当機構へ届出を行い、同意を得なければならない。
- (2) 履行完了後の情報の取扱い

当機構から提供した資料又は当機構が指定した資料の取扱い(返却・削除等)については、当機構の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

(別記1)

情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

1) 受託者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下2)～18)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、当機構の当機構（以下「当機構」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について当機構に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に当機構へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、当機構と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、速やかに当機構と協議し対策を講ずること。

2) 受託者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。

3) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当機構内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に当機構の許可を得ること。なお、この場合であっても、当機構の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを当機構が確認できる方法で証明すること。

4) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、当機構の許可なく当機構外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを当機構が確認できる方法で証明すること。

5) 受託者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受託者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに当機構に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、当機構の確認を必ず受けること。

6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当機構の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

なお、当機構の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、当機構の

承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

- 7) 受託者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について当機構に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに当機構に報告を行い、原因究明及びその対処等について当機構と協議の上、その指示に従うこと。
- 8) 受託者は、当機構の「情報セキュリティ管理ルール（管理者編）」及び「情報セキュリティ管理ルール（利用者編）」（以下「規程関連文書等」と総称する）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 9) 受託者は、当機構等が必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 10) 受託者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受託者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を当機構に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を当機構に再提示すること。
- 11) 受託者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記1)から10)まで及び12)から18)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。
- 12) 受託者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- 13) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、T L S (S S L)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

- 1 4) 受託者は、ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを当機構に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、当機構から指示があった場合は、それに従うこと。
- 1 5) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、非営利団体のドメインであることが保証されるドメイン名「.or.jp」を使用すること。
- 1 6) 受託者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。
- ①各工程において、当機構の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。
 - ②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当機構と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。それらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。
 - ③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。
 - ④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、当機構に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。
 - ⑤サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わない及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、当機構に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、当機構の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS (SSL)化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

1 7) 受託者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス(ソーシャルメディアサービスを含む)を利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を扱ってはならず、8)に掲げる規程等に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。なお、受託者は、委託業務を実施するに当たり、クラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」において登録されたサービスから調達することを原則とすること。

1 8) 受託者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ(アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。)の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

(a) ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

(b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

(c) 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当機構外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤(GPKI)の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

⑤提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバ

ージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないように、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

- ⑥当機構外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。ただし、必要があつて当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当機構外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらが無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、当機構が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。